

# 国立大学法人佐賀大学契約監視委員会規程

(平成27年3月27日制定)

## (設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）に、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成24年10月10日付け24受文科高第2264号）を踏まえ、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争入札等における競争性の確保を図るとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に基づき、建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札・契約の過程及び契約内容の透明性並びに公正な競争を確保するため、国立大学法人佐賀大学契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所管事項)

第2条 委員会は、本法人において発注した物品・役務等に係る契約（建設工事及び設計・コンサルティング業務に係るものを除く。）について、報告を受け、契約の適正化について審議を行い、人事・労務・財務担当理事（以下「理事」という。）に対して、意見の具申又は勧告を行う。

2 委員会は、本法人が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約手続きの運用状況等について報告を受け、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争に係る指名の理由及び経緯等について審議を行い、理事に対して、意見の具申又は勧告を行う。

3 委員会は、本法人が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、次の事項に係る再苦情処理について審議を行い、理事に対して、報告を行う。

(1) 入札・契約手続（政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)

(2) 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

4 委員会は、本法人が締結した契約に関し、委員会が必要と判断した場合は審議を行い、その内容に応じて、理事に意見の具申、勧告又は報告を行う。

## (組織)

第3条 委員会は、専門的知識を有する学外有識者の委員3人以上をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行す

る。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、第2条に規定する事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

4 第2条に規定する事項に関して、委員が、審議の対象となる発注機関の役職員である場合、当該委員は議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の開催等)

第7条 第2条第1項及び第2項に係る会議は、委員長が招集し、原則として年に1回以上開催する。

2 第2条第3項及び第4項に係る会議は、委員長が必要に応じ招集し、開催する。

3 委員会の議事の概要及び意見の具申又は勧告の内容は、公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を辞した後も、同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、環境施設部企画管理課の協力を得て財務部財務課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月11日改正)

この規程は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。